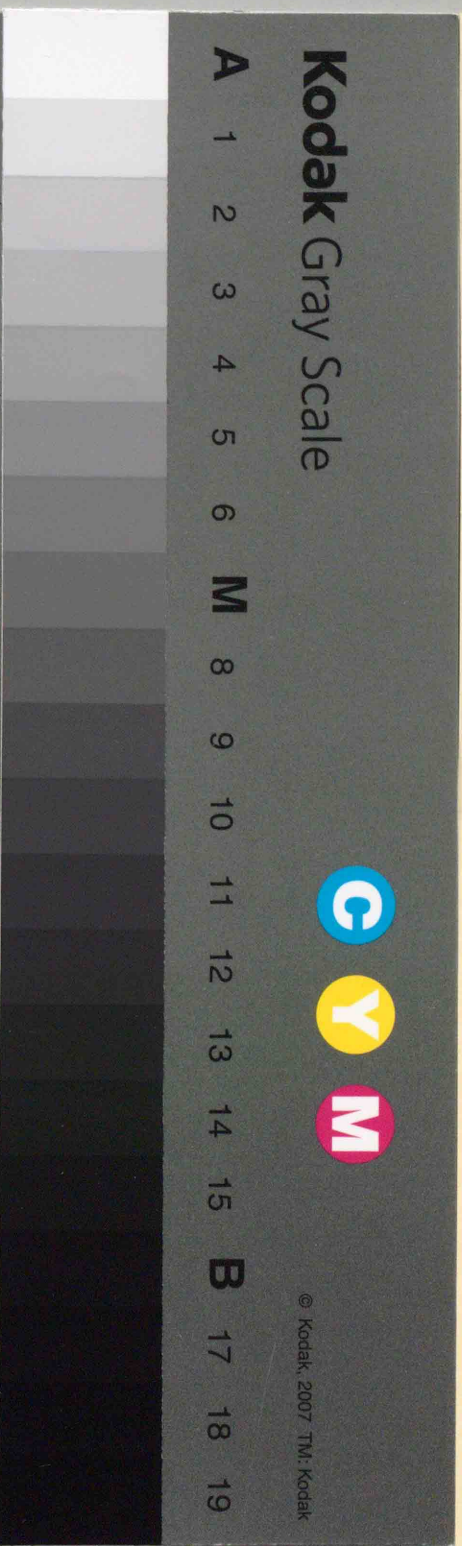
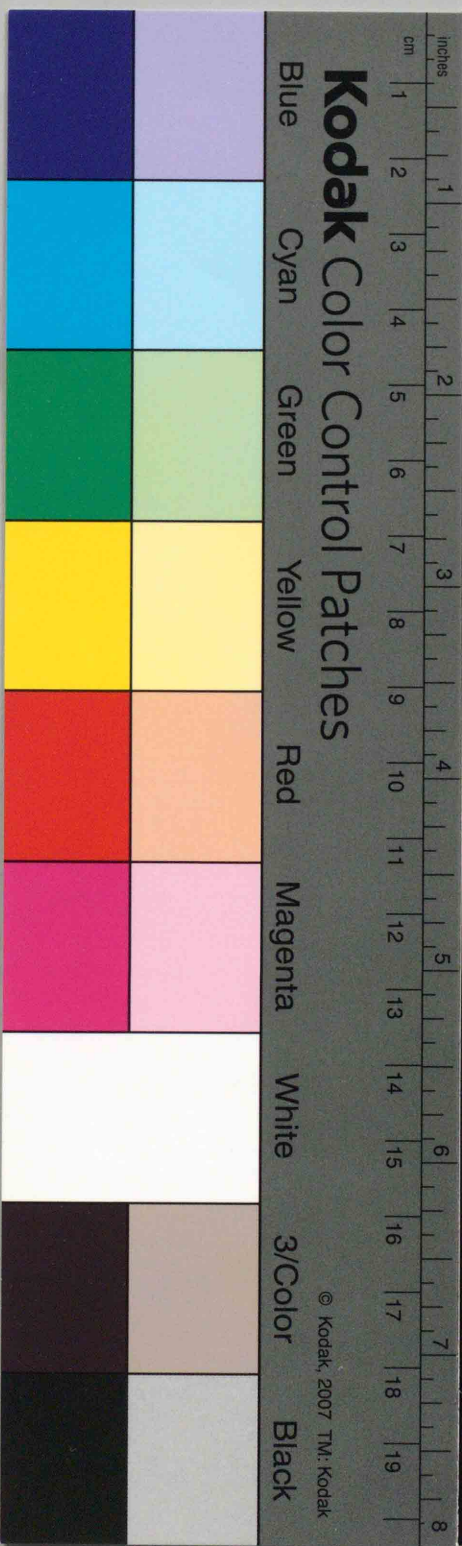


商業修身教科書

本科用

上卷

| |
|------------|
| 教科書文庫 |
| 4 |
| 110 |
| 44-1917 |
| 2000302862 |



43247

教科書文庫

| |
|---------|
| 4 |
| 110 |
| 44-1917 |
| 20003 |
| 02862 |



教科書文庫

4

110

44-1917

2000302862

資料室
中央圖書館

375.9
S214

商業修身教科書

法學博士 佐野善作
文學士 有馬祐政

共著

本科用
上卷

東京

弘道館藏版



広島大学図書

2000302862



尚書業修前才教耕

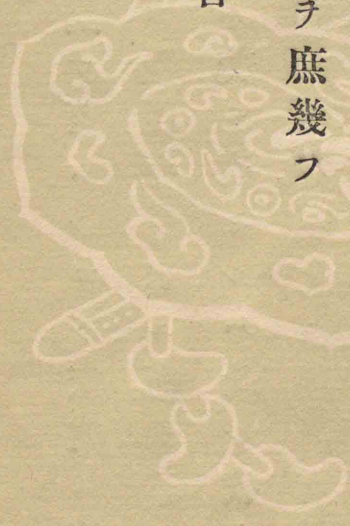
勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ

如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ
咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽



皇太后
御璽

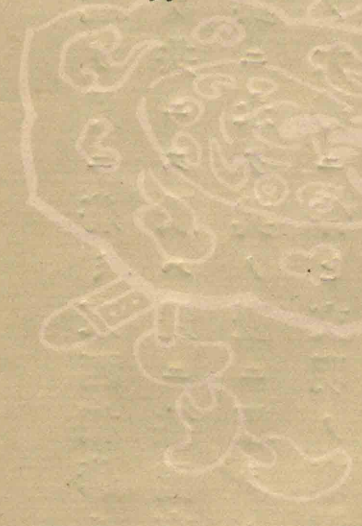
戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ

成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪
 ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今
 ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ
 維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ
 庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日



商業修身教科書 本科用上卷

目次

| | | |
|-----|---------|----|
| 第一課 | 國家 | 一頁 |
| 第二課 | 皇位は神聖なり | 七 |
| 第三課 | 皇室の尊嚴 | 一四 |
| 第四課 | 我が國體 | 二一 |
| 第五課 | 國憲と國法 | 二七 |
| 第六課 | 臣民の道 | 三四 |
| 第七課 | 忠君 | 四〇 |
| 第八課 | 愛國 | 四八 |
| 第九課 | 義勇奉公 | 五四 |

目次



| | | |
|------|----------|-----|
| 第十課 | 納税の義務 | 六二 |
| 第十一課 | 公權の尊重 | 六八 |
| 第十二課 | 教育の義務 | 七四 |
| 第十三課 | 家及び家庭 | 八一 |
| 第十四課 | 祖先の血脈 | 八八 |
| 第十五課 | 遺風の顯彰 | 九五 |
| 第十六課 | 親子の愛情 | 一〇二 |
| 第十七課 | 孝は百行の基なり | 一一〇 |
| 第十八課 | 夫婦和して別あり | 一一八 |
| 第十九課 | 兄弟姉妹 | 一二五 |
| 第二十課 | 奉公人の待遇 | 一三三 |
| 目次終 | | |

商業修身教科書

本科用上卷

法學博士 佐野善作 共著
文學士 有馬祐政

第一課 國家

國家成立の次第

衆多の人類集合して社會を成す以上は、其處に、絶對無限の權力ありて、之を統治するにあらざれば、其の安寧・幸福は、到底期待し得べからざるなり。是實に、國家なる一大社會的組織の發生する所以なりとす。

國家成立の
必要條件

國家とは、一定の領土を有し、且獨立の主權の下に統治せらるゝ人民の團體を稱す。然らば則ち、國家成立の必要條件としては、必ず、領土・人民・主權の三者備はらざるべからず。若し、此の中の一要素を缺かば、國家たるの資格なく、國家の成立は不可能なり。たとひ、如何ほど廣大なる領土ありとするも、又、如何ばかり多數の人民ありとするも、國家の成立上、おのづから、最も大切とする所の主權の獨立あらずんば、決して完全なる國家と稱するを得ず。否、單に國家とすら、いひ難かるべし。其

國體と政體

のいはゆる主權とは、即ち、絶對無限の最高權力にして、國家の中堅となり、樞軸となるものなり。其の主權の所在如何に依り、國體に種種の區別を生ず。即ち主權にして、君主の手に存すれば、之を君主國體と稱し、人民全體に存すれば、之を民主國體、又は、共和國體と稱す。但し、此に注意すべきは、國體と政體とを混同すべからざることゝす。國體は、主權の所在に依り區別するものなれども、政體は、主權發動の形式に依つて區別せらるゝものなり。即ち、主權者の獨裁に依りて、政治を行ふ

時に於ては、之を専制政體と名づけ、憲法を立て、國家統治の大綱を確定し、以て人民に參政權を與ふるに於ては、之を立憲政體と名づく。我が日本帝國は、云ふまでもなく、君主國體にして、且、立憲政體なるものとす。

地球上、國家を構成するもの少からず、大小強弱貧富新古等、雜多にして、國體及び政體に於ても、亦各差別あり。隨つて、何れも、特色を有し、一概に、是非すべからずと雖も、吾人は未だ曾て、我が國の如き、優秀完美なるものを見ず。其の地勢に於て、其

日本の國家

の風土に於て、其の民情に於て、更に、其の歴史、其の國體、其の政體に於て、正しく世界に冠絶し、殊に君臣の分明らかにして、而も、上下、心を一にし、協和親善、以て、世世、その美を濟し來り、古今東西、絶倫の光彩を放ちて、萬邦の等しく欽羨する所たり。遠く雄略天皇の遺詔に、區宇一家、義乃君臣、情兼父子と見え、近く、今上天皇陛下御即位の勅語にも、義ハ即チ君臣ニシテ情ハ猶父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリと宣へり。嗚呼、斯かるめでたき國に生れたる吾人の歡喜と光榮とは、豈たとふる

1820年
伊國
歴史家

國家の職分
と國民の義務

Bachelet Jean Louis

商業修身教科書 本科用上巻

に物あらんや。諸子、常に、毎日、之を三思して、皇室及び國家に感謝し、徳を修め、學を勉むべし。
なほ、國家の職分について考ふるに、外は、國權を維持し、國威を宣揚し、進んで、人道の發達を圖り、内は、國民の生命財産名譽を保護し、以て、社會の安寧幸福を計るにあり。國家は此の目的を達せんがため、外に向つては、國際條約を締結し、内に臨みては、國憲國法を定め、軍備を整へ、國民を教育し、その安寧幸福を計る。されば、國民たる者は、宜しく國家の目的とする所を體認して、之に副ふことを務

Bachelet

皇統連綿

むべし。諸子は、大日本帝國の國民にして、將來、此の國家を雙肩に荷ふべき者なれば、平素、其の心身を健全にし、此の國家と運命を共にせんことを心掛けよ。バシユレー曰く、精を國家に竭す者は、其の心、公にして尊し。と。至言といふべし。

第二課 皇位は神聖なり

我が國家が坤輿に冠絶せる所以の最たるものは、實に、皇位の絶對神聖にして、尊嚴無比なることなり。謹みて、建國の古を按ずるに、天祖天照大神

第二課 皇位は神聖なり

神勅と皇統

が、皇孫瓊杵尊に神勅を下し、此の大八洲オホヤシマに降臨せしめたまひしより、此に、殆ど三千歳、皇統連綿として、皇運の隆昌なる、當に、天壤と共に窮りなかるべし。是、實に吾人の最も光榮ある誇ホコリにあらずや。抑、我が國の今日あるは、上に列聖ありて、仁慈寛厚、以て億兆を愛撫したまひ、下に良民ありて、忠勇義烈、以て、皇室を擁護し奉りたるに、因ること勿論なるが、更に溯つて、其の根源を尋ねれば、一に、天照大神の神勅に基づくものといふべし。さて、其の神勅に宣はく、

葦原の千五百秋の瑞穂國は、これ、吾が子孫ウラノミコの王たるべき地ツミなり。宜しく、爾皇孫イマニミ、就いて治らせ行サキクあれ。寶祚アマツヒツギの隆サカえまさんこと、當に、天壤アメツチとも、に、窮りなかるべし。

是誠に、豫言的誓約的詔勅にして、殆ど世界に、其の類例を見ざる所なり。大神は、又この際、天孫に八坂瓊曲玉、八咫鏡、草薙劍の三種の神器を、寶祚の證徴として授けたまひしが、この神器は皇位と共に、萬代不易なる皇基の確立を見ぬ。今上天皇陛下御

即位の勅語の冒頭に、のたまはく、

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ惟神ノ寶祚ヲ踐ミ爰ニ即位ノ禮ヲ行ヒ普ク爾臣民ニ誥ク

朕惟フニ皇祖皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テ列聖統ヲ紹キ裕ヲ垂レ天壤無窮ノ神勅ニ依リテ萬世一系ノ帝位ヲ傳ヘ神器ヲ奉シテ八洲ニ臨ミ皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス

こゝに、カンナガラ惟神ノ寶祚、天壤無窮ノ神勅ニ依リテ、萬世一系ノ帝位ヲ傳ヘ、云云と、のたまひしに徴するも、我が皇謨の永世不朽にして、至大至高至純至美な

る所以の意、昭昭たるにあらずや。古歌にも、之を讚稱したるもの多し。

あめつちの開けそめぬる神代より、

たえぬ日繼のすゑぞひさしき。

神代より、絶えせぬ天つ日繼とて

げにくもりなき君は、わが君。

神日本ふみまし、より、萬代に、

うごくことなき高御座かな。

國運の駸駸として、進んで已まざるもの、亦、實に、此に由來せずんばあらず。

帝國憲法の明文

情惟るに、明治天皇が深き大御心より發布したまひたる大日本帝國憲法に、

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統

治ス

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬

シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

と明記せられたり。是、即ち専ら天祖の神勅に基づきて、現に我が帝國の過去に於て、美しく實現せられたる事實を明文にせられたるものに外なら

ず。吾人は、之を拜誦して、神勅の意義のいよく確實となり、鮮明となり、赫赫として、ここに照耀するを感じずんばあらず。

臣子の本分

水戸の大儒にして、維新の先唱たる、藤田東湖先生の語に、神州誰君臨、萬古仰天皇とあり。吾人、生を此の國家に受け、惠を此の皇統に仰ぐ。必ずや、滿腔の至誠を傾けて、粉骨碎身、以て國恩に報じ、皇徳に謝し、併せて、我が光彩ある歴史、忠勇義烈なる祖先を辱めざらんが爲に、飽くまでも、此の神聖なる皇統を擁護し奉り、臣子の本分を全うするの覺

悟なくんばあるべからず。

第三課 皇室の尊嚴

我が建國の由來

我が皇位は、絶對に神聖にして、皇位の對象たる皇室は、また尊嚴無比にましますなり。神代の昔天祖天照大神は、天孫瓊瓊杵尊に、天壤無窮の神勅と三種の神器とを授け、以て、永世不動の皇基を定めたまひ、天孫をして、多くの部族民衆を統帥して、此の土に降臨せしめ、以て宇内に冠絶せる我が國家を建設したまへり。爾後、天孫の系統長へに皇

皇室中心の國家

位を繼承せられ、仁風慈雨、普く臣民を愛育したまひ、部族民衆の子孫は、代代相承け、忠勤を抽んで、皇室に奉仕せり。

斯くて、皇室は、國家成立の中心となり、民族歸嚮の目標となり、其の繁榮は、國家の膨脹と民族の發展とを來す所以となるを以て、皇室の尊嚴は、いよく、その度を加ふるに至れり。又皇室の繁榮に依つて生じたる國家の膨脹と民族の發展とは、皇室を大宗家として、人民が景仰信賴の焦點たらしめ、尙、外來新附の民、古今、その數少からざれども、

皆、我が皇化に浴し、我が民風に同化せられ、同様の心もて、皇室を崇敬し、悦服せざるはなし。要するに、我が帝國は、皇室中心の國家にして、至尊は、一面に於ては君主たり、一面に於ては、族父たるの情態にあり。即ち、皇室の擴大せられたるものが國家にして、國家の縮小せられたるものが皇室なり。皇室を離れて國家なく、國家を措いて皇室なく、皇室と國家とは、不離にして合一なるは、實に、我が日本帝國の最大特徴にして、宇内萬邦に、全く比類なき所とす。

諸外國の實情

海外諸國に於ても、固より、君主國少からずと雖も、何れも國家ありて、而る後に、君家立ち、國民ありて、而る後に、帝王出づるを例とす。然らずんば、萬民平等一視にして、主權の運用も、民衆合議の間に、行はるゝ、共和國たるに過ぎず。而して、此等の國家は、人人の申合に依りて、勝手に造り上げたるものか、さなくば、殖民の集合團體のみ。即ち、國家に重きを置くか、人民に權力を與ふるものにして、結局、自由を尙び、利己を主とするを以て、或は衝突を醸し、或は軋轢を生じて、醜態を暴露せるもの多く、

我が國情の
善美

眞に國民の幸福、國家の安泰を得んには、甚だ遠し。然るに、唯、獨り、我が日本帝國は、組織の健全優秀なる國家にして、而も、また、圓滿和樂なる家庭の趣を備へ、君は仁に、臣は忠に、上下協和して、國安けく、世治まり、おのがじし、人力を盡し、天命を全うして、人生の幸福を享受し得べき樂土なるが、これ主として、仁慈にして、而も、尊嚴なる皇室を中心とし、君臣一致團結して、國家を組織せるが故、隨つて、我が國に於ては、すべての衝突は、之がために鎮壓せられ、あらゆる軋轢も、之に依つて除去せられ、日日、あ

りがたく、うれしく、人生を過すことを得。況んや、歷朝、臣民を見たまふこと、赤子の如く、仁惠慈愛、眞に到らざる所なきに於てをや。吾人、いかで、感泣せざるを得んや。今、烈聖の御製を掲げて、諸子が感激の料とせむ。

後鳥羽天皇

夜を寒み、ねやの衾のさゆるにも、

わらやの風を思ひこそやれ。

後宇多天皇

いとゞまた、民やすかれといのるかな、

わが身世に立つ、春のはじめは。

後醍醐天皇

世をさまり、民安かれと祈るこそ、

わが身につきぬ思ひなりけれ。

櫻町天皇

身のうへは何か思はむ、朝な朝な、

國やすかれといのる心に。

明治天皇

とこしへに、民安かれと祈るなる

わが世を守れ、伊勢の大神。

吾人は、感謝の情と、崇敬の意とを以て、皇室の尊嚴を護持し、延いて、皇族の繁榮を祈念すべし。

第四課 我が國體

國體の種類

國體は、元來、主權の所在により、之を二種に別つことを得。一を君主國體と爲し、他を民主國體又は共和國體と爲す。即ち君主上に在りて大權を總攬するもの、之を君主國體と稱す。英露獨逸等の諸國即ち然り。次に人民共同して、國政を料理し、選舉に依つて、主宰者を立つるもの、之を民主國

體、又は、共和國體といふ。南北亞米利加の諸國の如き、殖民地の擴大せられたる新興國を始め、佛蘭西、葡萄牙、支那等是なり。されば、之を通俗に解すれば、各國家の特色を言ひ表はせるものと稱するを得べく、各國の特色は、其の建國當初の情態と、國土民俗の如何によりて、相違するものなり。而して、世界に國多きが中に、我が國體の如く、尊嚴完美なるものは、未だ曾て見ざる所なり。

既に述べたるが如く、我が帝國の成立は、皇祖國を建てたまひてより、歴代一系の天皇統治の大權

金甌無缺の國體

を總攬したまへり。時に世運の推移により、或は、主權發動の形式に、多少の變遷ありと雖も、主權の所在は、更に異なるなく、上下、殆ど二千六百年、金甌無缺の國體は、依然として今日に及べり。

おりいづる高麗唐土（わらわ）のしなはあれど、

大和錦に、しくものぞなき。（村田春海）

いくそたびかき濁しても、澄みかへる

水や皇國（みくに）の姿なるらむ。（八田知紀）

教育勅語に、皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ

水
の
濁
り
と
澄
み
か
へ
る
の
意
義

億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我
カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス。
とのたまへるは、是、我が國家の最も著るしき特色
とする所なり。

憲法の制定

殊に、帝國憲法の制定によりて、天皇の神聖にま
しますこと、皇室の尊嚴におはしますこと、臣民を
愛撫したまふこと、又、君臣一體となりて、幸福を増
進すること等を提示せられ、いよいよ、我が國體の
特色を發揮せられたり。由來、外國の憲法なるも
のは、君主の權能を制限し、人民自身の自由を擴張

せんがために、強ひて、勝手に制定せられたるもの
多けれども、獨り、我が國の憲法に於ては、然らず。
明治天皇の大御心よりして、國家ノ隆昌ト臣民ノ
慶福トのために宣布せられたるものとす。され
ば、他國の憲法は、血を流して後、漸く作られたるも
の多きに、我が國に於ては、一に、聖意に基づきて、萬
民謳歌欣舞の中に發布せられたるものにして、其
の差霄壤も啻ならずといふべし。而して是、又、お
のづから、我が國體の優秀善美なることを、表明す
るものにして、誠に、たうとくも、かしこき極みなら

ずや。

明治天皇御製

うけつぎし國の柱のうごきなく、

さかゆる代代を、なほいのるかな。

吾等の責務

この永久動かざる金甌無缺の國體を維持し、益
發展せしむるは、固より、吾等國民の責務なるが、又、
近くは、明治天皇の叡慮に對し奉り、遠くは、吾等の
祖先の志望に應ずる所以の道なり。 即ち、克々忠
ニ克ク孝ニの聖旨に副ふものなり。 吾等は、斯く
て、我が金甌無缺の國體を擁護せざるべからず。

古歌に曰く、

天地の神やかためし。萬代に

立ちて、うごかね國の御はしら。

第五課

國憲と國法

國憲の意義

教育勅語には、常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒト示
したまひ、帝國國民として、必ず、然すべきことを諭
したまひき。 蓋し、國憲とは、國家統治の大綱を規
定せられたるものにして、主權は、之に依つて活動
し、國政は、之がために整理せらるゝなり。 即ち、國

Naguet

憲は、國家の骨髓たるものとす。ナツケー曰く、一國の最も貴重なるものを憲法と爲し、之に次ぐものを制定法とす。制定法は、立法權に依つて、之が興廢を決するを得と雖も、憲法に至つては、然らず。蓋し、制定法の廢止は、一國の樞機を動かすものに非ずと雖も、憲法は、其の一部片隅を變更するも、忽ち四邊に影響して、其の樞機を傾覆するに至る。猶、胃腸缺くれば、五官の感覺の忽ち廢絶するが如し。其の影響する所、極めて大なり。と。殊に、この傾向は、我が帝國憲法に於て最も著るしきを見る。

帝國憲法の特質

惟ふに、大日本帝國憲法は、先帝が、優渥にして深厚なる聖旨を以て、明治二十二年の紀元節に發布せられ、天皇統治の大權と、臣民の權利義務との二項を詳述したまひ、皇子孫、並に、臣民のため、永久遵守すべき道を指定せられたるものなり。而して、其の發布の際に於ける皇祖皇宗の神靈への御告文に曰く、

世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク
 皇祖
 皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ照

示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ弘メ、永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ

惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス

斯くて、この神聖なる典章は、和平偕樂の裡に發布せられ、赫赫として萬世を照し、優渥なる聖旨は郁

郁として兆民に薰染すべし。時の内閣總理大臣三條實美公は、この盛典に會うて、感激に勝へず、即ち所感を披瀝して、

千代かけて、今日の惠を仰ぎつゝ、

御憲をまもれ、四方の國民。

と詠ぜり。我が帝國憲法の特質、既に斯の如くなるが故に、吾人臣民は、深く深く、聖旨の存する所を拜察して、永久に之を尊重し、遵奉せざるべからず。是、即ち國民の守るべき、第一の義務なりとす。

又、國法とは、國家の安寧秩序を維持し、且、國民の

國法の意義

Handwritten notes in the top margin of the right page, including the name 'Bluntschli' and other illegible characters.

國法の性質

福利を保護するの目的を以て、發せらるゝ所の法律又は、命令を稱す。而して法律は、すべて帝國議會の協贊を経、天皇の裁可を待つて、始めて行はるるものなるが、命令は、議會の協贊を経るの必要なく、天皇の大權を以て發せらるゝものにして、勅令、閣令、省令等の別あり。
法律と命令とは、其の形式に於て、多少異なる所ありと雖も、國法たるの效力に於ては、更に異なる所なし。されば、一たび、法律として、或は命令として、公布せられたる以上は、臣民は、絶對に、之を遵行せざ

Bluntschli

May

るべからず。但し、其の國法にして、不備不便の點あるか、又は、時運の變遷に従ひ、改良すべき處生じたる場合には、宜しく、憲法の條章に則りて、改正すべし。ブルンチュリー曰く、國法なるものは、只、現在する所の景況及び、方向即ち是なり」と。メーも亦、曰く、制度法律は、すべて、社會の形情に依つて、創造せらるゝものゝ如し」と。而して、吾人は、自己の利害關係を以て、之を免れんとし、又は、其の制裁輕きを以て無視せんとするが如きは、斷じて、許すべからざる罪惡なり。これ、抑も、國法の本旨に違反す

ると同時に、共同生活の人生に齟齬するものといふべし。吾人は、必ず、遵行の義務を有するものなり。

第六課 臣民の道

一般に云へば、臣民は、國家成立の一要素にして、主權の下に統治せらるゝものなり。随つて、國家を離れ、主權を離れては、臣民の存在を認むるを得ず。されば、臣民たる者は、國家の一員たる以上、如何なる場合に於ても、主權に對し、絶對服從の義務

臣民は主權に服從すべし

大宗親に順從すべし

を負ふものなり。是、實に、臣民當然の道なりとす。わけて、我が國は、家族の發達し、膨脹したる國にして、臣民は、或は近く、或は遠く、直接、又は、間接に、皇室を大宗家とし、天皇を族父となし奉るべく、君臣の義は父子の情を兼ねて、全く、一大家庭を成せり。即ち、六千萬の人民は、相互に、同胞兄弟といふべく、而して、皆、齊しく陛下の赤子たり。古語に云はずや、普天之下、莫非王土。率土之濱、莫非王臣と。而して、是、獨り、我が國に於てのみ、唱ふることを得べし。斯く吾等臣民たる者は、皇室の恩惠に沐し、族父の

本家

非常の場合

慈愛に浴すること多大なるを以て、常に主權に對して、絶對服從の義務を全うするのみならず、猶又宗家に事ふるの心を以て、純忠至誠を竭すべし。支那に於ても、憂國忘家、殞軀濟難、忠臣之志也。と稱し、又、見利思義、見危授命。と唱へ、更に大義滅親といひて、臣民の履むべき要道を説けり。吾等の祖先、吾等の先進の中には、能く之を實行して、壯烈を極めたる者多し。藤原鎌足、和氣清麻呂、楠木正成等の諸公を始めとして、明治維新の前後に出でたる數多の志士英傑は、皆臣民の龜鑑とすべき人なり。

平素の心得
權利の尊重

然れども、以上の事は單に、非常の場合に限るべし。勅語に、いはゆる、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉ずるものとす。平素、臣民の道として、必ず守るべきは、即ち國憲國法の定むる所に順つて、各自の權利を尊重し、且、其の義務を遂行するにあり。本と、國家は臣民の安寧を保護し、幸福を増進するの目的を以て、之に權利を附與す。權利には、公權と私權との二種あり、其の性質、各相異れども、共に、之を尊重すべきは勿論なり。公權とは、公法上より與

へられたる權利にして、國家、又は、公共團體と個人との間に生ずる權利なり。例へば、官吏となり、代議員となるが如き、是なり。私權とは私法上に定められたる權利、即ち、個人相互間に生ずる利害關係にして、家屋、土地、財産の所有權、是なり。而して、其の權利たるや、臣民一般に附與せられたるものなれば、各、自己の權利を尊重し、飽くまで執持すると同時に、他人の權利をも尊重して、敢て、之を侵害せざる様、注意するを要す。

義務の遂行

義務は、國家より權利を與へられたると共に、國

家に對して負ふ所のものなり。是亦、臣民一樣なり。其の守るべき義務種種ありと雖も、其の中、最も重要なるものは、兵役、及び、納税の二とす。而も、此の二者は、公務にして、臣民の、必ず、當に、果さるべからざる所たり。即ち、兵役については、我が國は、本と、國民皆兵の主義なりしが、中途、武家武士生じて、此の一部に限られしを、明治維新と共に、舊に復したるものにして、建國の由來に鑑み、尙武の氣風を顧み、勇んで之に服すべし。納税は、國家の財政を支持する所以なれば、正直に、進んで其の義務

を全うすべし。此の如くして、以て、國家の富強を計り、皇運の益隆昌ならんことを期するは、實に、吾人の本分にして、臣民たるの道を盡す所以なり。

第七課 忠 君

日本人は忠君の情厚し

凡そ、君主の統御せらるゝ國家にありては、其の國民は、己の生存に對する恩恵に感謝するため、心力を竭して、君主に奉仕するものなるが、英、露、獨、奧、伊等の諸帝國は、何れも、この徳風あるを見る。是即ち、忠君の至情にして、現時の大戦争に於て、最も

善く現はれをれり。但し、其等諸國の國民に於ては、國家に對する觀念強大にして、忠君の情は、或は之に従屬するの觀なきにあらず。然れども、我が國は二千六百年の太古より、一系の天皇、仁慈寛厚の大御心を以てしるしめしたまひ、加ふるに、國民は、直接間接に、皇室の支流餘裔に屬して、無上の親しみを承け、非常の慈みを蒙りたるが故に、感恩の念は遺傳的に心肝に徹し、随つて、忠君の情は、おのづから、胸臆に溢れ來る。而して、此の至情ありてこそ、我が國家は、益隆盛に赴き、豊榮に向へるもの

皇恩の大なるに感泣す

なるが、之を明らかに實證せるものは、實に、光彩陸離たる旭日昇天の勢威あるの地位狀況なり。

即ち我が帝國は、全く家族的國家にして、歴代の天皇は、常に、其の家長として、國民を愛撫せらるゝこと、慈父の赤子におけるよりも、猶厚し。獨り、吾等のみならず、何十代、何百年の昔より、吾等の祖先は、皆、此の恩寵の下に、生を全うし得たる者なるが、又、家族親戚朋友等も、今猶昔ながらに、此の惠澤の中に安住しつゝあるなり。吾等は日本男子なり。其の熱血は恩に感じ易く、其の鐵腸は義に激し易

村物物實持
 西澤之の
 人自之
 皇恩の大なるに感泣す

し。いかで、粉骨碎身、廣大の恩徳に謝する所なくして已まんや。上代武臣の家柄たる大伴氏の家訓に曰く、

海行かば、水づく屍、山行かば、草むす屍、大君のへにこそ死なめ、かへりみはせじ。

源實朝公も、亦、赤心を吐露して、

山はさげ、海はあせなん世なりとも、

君にふた心、われあらめやも。

と叫び、近く、維新の志士梅田雲濱先生も、君が代をおもふ心の一筋に、

大伴氏持
 源實朝公
 梅田雲濱先生

若狭の志士

わが身ありとは、思はざりけり。
 と歌ひて、忠君の至情を抒べたり。又、この至情を、
 実際に行ひたる者に至つては、一枚舉に違もあ
 らず。嗚呼、頼もしいかな、我が國民。心強いかな、
 我が國家。

忠孝一致

尙考ふるに、我が帝國は、一大家庭に外ならざれ
 ば、主君に忠なる所以は、同時に家長に孝なる所以
 となり、更に又、己が父母祖先に孝なる所以となり
 て、忠孝の二徳は、自然に一致するを以て、忠君の徳
 は、一面より觀れば、孝行の徳ともいひ得べく、一舉

親孝は、孝の第一なり。忠は、孝の第二なり。忠孝一致の義は、孝行の徳ともいひ得べく、一舉

に兩得せらるゝ譯なり。此に於てか、忠君は、益切
 要なると共に、愈、その精神は熾盛熱烈となり來り、
 茲に日本國民の最も著るしき特質を醸成す。日
 本魂も是なり、武士道も、畢竟、是なり。教育勅語に、
 「我が臣民、克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世
 々厥ノ美ヲ濟セリ」とのたまひ、又、一旦緩急アレハ
 義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮の皇運ヲ扶翼スヘシ
 是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス
 又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」と仰せ
 られたるは、蓋し、この意を説述したまひしものな

るべし。菅原道真公の言に曰く、君父之教可同。孝子之門、必有忠臣。臣子之道、何異と。是、我が國民道德が世界に卓絶せる所にして、吾人の、大いに誇とすべきものとす。吉田松陰先生の「士規七則」の中に、「人君、養民、以繼祖業。臣民、忠君、以繼父志。君臣一體、忠孝一致。唯、吾國爲然」と記されたり。法學博士子爵田尻稻次郎氏のものせられたる「新篇琵琶歌」に、「報國報家無二道。盡忠盡孝只一心。の二句あり。諸子思へ。忠を盡せば則ち孝となり、孝を盡せば則ち忠となり、何れも、惟誠を盡すの一

道に歸することを。かの平重盛卿は、後白河法皇と父清盛との間に介在して、苦悶懊惱の極、忠ならんと欲すれば則ち孝ならず、孝ならんと欲すれば則ち忠ならず、重盛進退こゝに窮まれり」と嘆息して、死を急ぎしが、其の心中は、深く同情すべけれど、未だ忠君の本旨、即ち、忠孝一致の要道に徹底せざる状ありしは、甚だ惜むべし。諸子に於ては、日、學生たるの本分を守つて、勤勉力行せば、是、即ち孝たり、而して、亦、忠たるなり。社會に出て、熱心、以て業務に盡瘁するも、亦同然なりとす。諸子能

く之を辨へよ。

第八課 愛國

山鹿素行先生

我が國體の尊嚴善美にして、皇室の神聖なるこ
とは、既に述べたる所なり。吾等は、此の皇室の下、
此の國體の中に生存す。如何ぞ、愛國の念、沛然と
して涌出せざるを得んや。山鹿素行先生は、博學
達識にして、德望高き英邁の士なり。一時、幕府に
忌諱せられ、貶謫の厄に遭ひしも、諸侯伯の之に従
うて學ぶ者多く、大石良雄の如きも、少時、亦、赤穂に

於て、親しく素行先生に教を受けたり。又後世に
至り、先生に私淑せし人に、吉田松陰先生あり、近來、
又、乃木大將ありて、何れも、一世の儀範たる偉人な
り。先生は、始め儒學を修めて、漢土を貴びしを悔
い、自ら、其の放心、喪志を嘲り、遂に、中朝事實上下二
卷を著はして、先づ、夫れ中國の水土、萬邦に卓爾と
して、人物八紘に精秀たり。故に、神明の洋洋たる、
聖治の綿綿たる、煥乎たる文物、赫乎たる武德、以て
天壤に比すべきなり。と序し、縷縷、其の所以を説明
せり。是愛國心の凝結といふべきが、先生は、斯く

藤田東湖先生

て、古今罕に見る愛國の偉人と成られたりき。
藤田東湖先生は、近世の俊傑にして、夙に、橋本景岳、西郷南洲等、諸人の推重する所となりし人なるが、水戸藩の士たるにも因りて、尊皇愛國の精神、最も顯著にして、常に、藩主烈公を輔佐して、大いに朝廷を重んじ、幕府を壓するの道を執り、おのづから、維新の先唱者となれり。其の著、弘道館記述義に、次の如き記事あり。

夫日出之郷、陽氣所發。地靈人傑、食饒兵足。上之人、以好生愛民爲德。下之人、以一意奉上爲心。

至其勇武。則皆根諸天性。此國體之所以尊嚴也。

これ豈、熱誠なる愛國心の發露にあらずして何ぞや。その他、維新前後に出でたる感憤悲壯の士は、皆、悉く、忠愛の氣象の鬱勃たる者にあらざるはなし。吾人とても、愛國の至誠に至つては、決して、此等の先進に譲らざるが、特に、列強對峙の今日、生存競争の激甚なる現代に於ては、最も然らざるを得ず。

但し、吾人が國を愛する所以の方法は、一朝、事あ

愛國の道

一事に
情は人の為あり

らば、身命を賭して、此の尊嚴なる國體を維持し、神聖なる皇室を守護し奉らざるべからざれども、平時にありては、日常の生活に於て、其の精神を以て、各職務に忠實なるを可とす。殊に、實業家は、富國の任に當るべき者にして、其の責任重大なれば、敢て、一身一家の利害のみに熱中せず、至誠、以て國家を愛し、國家に盡すの心よりして、各自の事業に向つて、全力を致すべし。

西洋人の愛國心

西洋人とても、愛國心は、なかくに強し。就中獨逸國民は、其の最たる者といふべし。されど、佛

と長

Holcheri

蘭西にも、眞に徳と稱すべき愛國心は、國家觀念と人道觀念とによつて定めらるゝものたるを要す。との格言あり。ホルケリーの如きは、心術、茲に正大なれば、眞個の愛國心を存するものなり。といひ、

Baschlet

バシユレーは、國民は、力を護國に盡すの義務を有す。ベークンズフィールドは、愛國心なるものは、艱難究

Beaconsfield

竟の場合にも、歡樂安逸の場合にも、人心に糊着して離れざるものなり。といへり。此の如くして或は之を鼓舞し、或は之を策勵して、益熾烈なるに至れり。然れども、彼等は、概ね利害に依つて打算し、

政權に參與することの廣きに随つて變異するものなれば、我が國民の如く、道理と性情との二方面より激成せられたるものとは、おのづから別なり。諸子は、心よりの正しき愛國心を以て、云爲行動し、決して、錯誤あるべからず。唯、こゝに注意すべきは、褊狹固陋なる料簡を避くることにして、排外思想の如き、最も誠むべし。是、皮相の愛國心にして、眞實の愛國心にあらざればなり。

第九課 義勇奉公

かたより
つぎのよう
料簡

列國の競争

社會の進歩は智徳の發達を促して、野蠻的行動は、次第に其の跡を絶たんとするに至れり。即ち文明の趨勢は、平和に向ひつゝありて、殆ど、兵を談じ、武を講ずるの要なきに似たり。然れども、一方に於ては、國際關係は、年を逐うて益、複雑を極むると同時に、列國の競争は、日に月に、激甚となり、或は智識に、或は富に、優勝劣敗の事實は、顯然となり、終に海陸の軍備を擴張して、武力に於て強大を致さんことを努むることゝなれり。いはゆる武裝の平和てふ、奇異の現象を呈しをれり。而して、時時

維新後の日本

利害の衝突よりして、激烈なる戦争を惹起し、現時の如き、歐洲列強間の大戦亂を生ぜり。其の惨害、果して幾許ぞ。嗚呼、文運益盛んなりと雖も、野蠻的なるこの戦禍は、全然消滅すること能はざるか。痛嘆せざらんと欲するも、豈得べけんや。吾人は、寧ろ、怪訝の念に堪へざるなり。

我が國に於ても、明治の初年以來、頓に文明の域に進みて、其の極まる所を知らずと雖も、他方を顧れば、殆ど十年毎に、猛烈にして悲惨なる戦役あり。誠に不思議ともいふべき現象なり。文明の裏面

文明の武装
の平和

は、武装を要件とし、平和の内實は、軍備を當然とす。いかに開化の世となりても、野蠻的なる戦争の絶滅する日はなかるべし。

世界の大大勢、列強の情態は、既に斯の如し。されば、苟も、獨立國の體面を保ち、國家の權威を維持せんと欲せば、必ずや、當に、堅甲利兵の準備なかるべからず。固より、軍備は人道上より考ふれば、一の凶器なり、罪惡なり、全く野蠻的なり。經濟上より見れば、大生産的のものなり。故に、好んで、之を爲すべきものにあらざるは、勿論なり。されど、一

國の獨立、又は、平和の保證として之を爲すは、已むを得ざることなり、否、實に必要なる條件なりとす。今次の大戦亂に於て、獨逸の活動振を見よ。多年、武装の文明、平和の武装を爲したる結果ならずんばならず。是吾等日本國民の、猛省すべき所ならずや。義勇奉公の念一日も缺くべからざる所以、主として此に存す。

兵役は國民の義務なり

而して、一國の軍備は、國民、進んで之に任せざれば、何者か此に當るべき。是實に、國民に兵役の義務ある所以なり。大日本帝國憲法の第二章、臣民

の權利義務につき、

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ

兵役ノ義務ヲ有ス

と規定せらるゝもの、眞に當然の事なり。即ち、天皇陛下が、御自身、大元帥となりて、親しく、統率したまふ所の軍隊に入りて、其の役務に服し、以て皇室の藩屏となり、國家の干城たるべし。是、即ち、忠君愛國の至道にして、又、以て、祖先の遺風を顯彰するを得べく、忠孝兩つながら、全うするを得べし。軍人に賜はりたる勅諭に、

朕は汝等軍人の大元帥なるをされば朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きて其親は特に深かるべき朕が國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまゐらする事を得るも得ざるも汝等軍人が其職を盡すと盡さざるに由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にすべし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け

我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへしとのたまへり。天皇が、卒先して、軍務に従ひたまひ、國民と共に、此の國威を皇張せんと庶幾ひたまふの聖旨は、有り難しとも有り難く、正に吾等の腦裡に浸徹するを覺ゆ。されば、吾等は、勇往奮勵以て、臣民たるの義務を盡し、併せて、聖旨に報答する所なくんばあるべからず。韓詩外傳に曰く、國危而不救、非仁也。君命不從、非忠也。大戴記に曰く、戰陣無勇、非孝也。論語に曰く、見義不爲、無勇也。と。諸子も、忠勇義烈の精神を以て、國家のため、皇室の

ため、又、祖先のために、奉公する所あれ。かの徴兵を忌避するが如きは、非國民の所爲なれば、斷じて、之を爲すこと勿れ。

今日よりは、かへりみなくて、大君の
しこのみたてと、出て立つ我は。(萬葉集)

第十課 納税の義務

國家と租税

國家は、其の獨立を維持し、其の職分を完うせんが爲に、政治、外交、軍備、教育、産業等に關する種種の施設を爲す。随つて、其の財政は甚だ張大にして、

國運の隆盛なるにつれて、愈、多額の經費を必要とするが故に、之に對し、又相當の收入を計るべきは、當然の事なり。而して租税は、其の財源中最も重要なるものにして、國家は之を國民一般より徴收するの權利を有し、又國民は、之を分擔し、納付するの義務あるものとす。されば、帝國憲法には、臣民の權利義務の章に於て、前課に述べたる兵役の義務と相待つて、

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從
ヒ納税ノ義務ヲ有ス

と規定せられたり。昔時の詔に、租税ハ國ノ大事、人民休戚ノ係ル所ナリ。とのたまひしは、租税の必要なる所以を道破せられたるものにして、大隈侯爵の「國民讀本」に、凡そ、國土に生存する以上は、之を統治する政府、及び、自治體の費用を分擔すること、國民當然の義務なり。と説けるは、納税の義務を明らかにしたるものなり。

租税については、古今、種種の説あり。ジラルデンは、租税は、人民が、其の生命財産の保険に對して支拂ふ、保険料なり。といひ、ミラボーは、租税は、享く

快く納税す
し

Girardin

Mirabeau

日本、是義

租税は國家を其の職
能を遂行する
ために主權を行使す
るに必要なり
故に納税は國民の
義務なり

Weland

Jax
or, duty

Naguet

る所の利益に酬ゆる代價なり、公共安寧の保護を得ん爲の前金なり。と稱し、ウーランドは、天下衆人の生産したる財貨産物は、獨り、吾人の私用に供するのみならず、又、其の一部を分ちて、一般の公用に供せざるべからず、之を名づけて公費といふ。但し、此の財貨を集めて之を費すものは、衆人の代理者、即ち政府なり。と説き、又、ナツケーは、租税とは、社會公益の費途に充てんが爲に、國民の釀出する所の課金を云ふ。と述べたり。是等諸説の中には、財政學上、非難を免れざるものもあれども、苟くも國

① 租税の主体——納税者
 ② 如何なる目的に納税せしむるか
 ③ 納税者及び負擔均等
 ④ 納税者の特権
 ⑤ 納税は名譽なり
 ⑥ 納税は義務なり
 ⑦ 納税は名譽なり
 ⑧ 納税は義務なり
 ⑨ 納税は名譽なり
 ⑩ 納税は義務なり

(Indirect tax)
 酒類
 賭博
 煙草
 酒類
 賭博
 煙草

家ある以上納税なかるべからずと云ふ點に於ては、何れも一致し、疑を容るゝの餘地なきなり。吾人は、納税は國民當然の義務なることを明らかに了解して、必ず快く之を果さざるべからず。殊に、現時は、往昔と異にして、專制政治の下に、過重の賦課を受くるが如きことなく、すべて、租税は、議會の協賛を経て、各人の負擔能力に應じ、公平を旨として賦課せらるゝものなれば、吾人は、之を名譽とし、進んで、其の義務を果すべきなり。然るに、世上、往往、財産又は、所得を隱蔽して、課税の負擔を

免れ、若しくは、輕減せんと企て、或は些些たる金利を貪り、故らに納税を遲滞する者あり。斯かる輩は、公共の觀念なく、國家社會の思想なき、卑むべき徒にして、啻に、國民の本分を知らざるのみならず、抑も又、人たるの本質を缺ける者といふべし。羽後國酒田町の豪農にして、古來、徳望高き、本間家の前主人光美氏が嘗ていへる「資産家が國家の爲に忠義を盡す道は、資産を國家に獻じ、國家の事業に一臂の力を振ふにあり」との語は、貧夫をも廉ならしむるを覺ゆ。諸子常に這般の心を養へよ。

公権の種類

第十一課 公権の尊重

吾人は、憲法及び法律の定むる所に依つて、國家より附與せられ、公認せられたる權利を享有するものなるが、之を稱して公権といふ。即ち、參政權、選舉被選舉權を始とし、官吏、軍人、辯護士となるの權利、職業、居住及び移轉の自由、自己及び所有物の保安、裁判を受くるの權、信教、言論、著作、印行、集會及び結社の自由、又、勳章、年金、位記、貴號、恩給を有するの權、外國の勳章を佩用するの權、兵籍に入るの權、

公権の種類
公権の性質
公権の性質

裁判所に於て證人と爲るの權、後見人と爲るの權、管財人、又は、管理者となるの權、及び、市町村制に定むる公民權等、是なりとす。
以上の公権は、國家の秩序を維持し、且、國民の福祉を増進して、國家に對する本務を盡さしめんが爲に、國家が國民に附與したる者なれば、國民たる者は、宜しく公権の重んずべきを自覺して、其の行使を愆らざるやう、大いに注意せざるべからず。

されば、其の行使を濫用し、若くは、妄りに之を放擲し、或は、甘んじて他の侵害を受くるが如きは、共に、

明治天皇の
聖旨と立憲
國民の大任

自ら公權を汚すものにして、且自ら己を侮ると同
時に、國民としての重大なる本分を忘却したるも
のといはざるを得ず。

公權の尊重すべきは、其の種類は何たるを問ふ
べきにあらざれども、其中殊に注意すべきは、參
政權、及び選舉權なり。此の二種の權利は、實に明
治天皇の慈仁寛厚なる聖旨に因り、帝國憲法の制
定と共に、特に國民に附與せられたるものなれば、
吾人は、深く、其の優渥なる聖旨を感佩し、常に之を
奉戴し、忠誠奉公の精神と、協同翼贊の思念とを以

て、國事に當り、國政に參せざるべからず。されば、
議員選舉の如きも、常に、この心を以て公平嚴正に、
之を爲さざるべからず。然るに、世上、動もすれば、
私情に驅られ、權威に恐れて、自己本來の主義を放
棄し、或は、故なくして、棄權し、或は徒らに多數に雷
同し、甚だしきに至りては、利慾の爲に誘惑せられ
て、自己の大任を省みざる者あり。是、上、陛下の聖
旨に背き奉り、下、子孫に惡例を遺すものにして、實
に、立憲國民の面目を損傷するものといふべし。
シヤル・コントは、代議政體に缺くべからざる要件

Carl Comte

は、議院選舉の事に關し、他より秋毫の干涉牽制を蒙らざること「是なり」といへり。吾人は、能く之を實行せざるべからず。

明治時代は、憲政の創始に屬し、未だ修練を経るに至らず、随つて種種の弊風生じたれども、今や、大正の御代となり、諸般の政務修整せられ、憲政の運用も、亦、次第に精鍊せられんとする時機に會せるが、その成果の如何は、實に諸子等、大正國民の心掛次第に依ることなり。されば、諸子は、先づ、憲政の有り難きことを覺りて、其の公權の尊きことを識

大正國民の覺悟

選挙の公平

ると共に、之を擁護するに勉めざるべからず。殊に、帝國議會は、一國の立法機關なれば、之に與かる代議士の選舉に就いては、最も公正の精神と慎重の態度とを以てし、一に、立憲政治の美を擧ぐるに努むべし。又、府縣會議員、市町村會議員の選舉に於ても、十分公平嚴正の心を以てすべく、かの威武に屈し、富貴に淫し、若しくは、情實に制せらるゝが如きことあるべからず。かくては、獨り憲政の罪人たるのみならず、國家を毒するの蠱賊にして、斷じて容すべからざるものなり。諸子、それ、大いに

戒慎せよ。

第十二課 教育の義務

明治天皇御製

母親 たらちねの庭の教は狭けれど、

廣き世に立つ基とはなれ。

近時、文化の大勢は、駭駭として、長足の進歩を爲し、片時も止まることなし。是故に文化の程度にして、一日の兄たれば、國力伸張の程度も、亦隨つて、一日の兄たるものとす。而して、方今、文化の實質

文化は教育の振興に因る

教育は人を大ならしむ

は、其の學術的方面たると、實業的方面たると、政治的方面たると、はた軍事的方面たるとを問はず、悉く皆教育の力に由らざるはなし。されば、公益を廣め、世務を開き、以て、國家の隆昌國民の幸福を増進せんには、必ず、當に教育の普及振興を圖らざるべからず。

之を個人について見るも、智識德行身體の發達は、皆、教育の結果なるのみならず、偉人となり、富豪となる所以のもの、亦、主として、教育の賜たらずんばあらず。西洋の諺に、教育は、能く、人をして大なる

Scott
Janet

らしむ」とあり。スコット、ジャーネー等は、世界に遺すべき遺産は、善く教育せられたる子女より良きものなし」といへり。若し人間社會より、全然教育を除外せんか、禽獸の世界と、殆ど選ぶ所なきに至るべし。「我が子に一の藝能をも授けざるは、盜賊を作るに同じ」との諺あるは、決して故なきにあらざるなり。

隨つて、教育を受くるは、吾等の義務にして、教育を授くるは、國家の義務となる。國民の義務教育と稱するもの、即ち是なり。先帝は御即位の始に、

國民の義務
教育

五個條の御誓文を發して、天地神明に誓はせられしが、其の中に、智識を世界に求め大に皇基を振起すべしとのたまへり。又、後年、教育勅語を煥發せられ、教育の振興は云ふも更なり、大いに其の統一を計り給ひ、尙、末年に於ては、健全ナル國民ノ教養ハ普通教育ノ振興ニ俟ツ其ノ局ニ當ル者益勵精セヨとの御沙汰を下し、國民教育の一日も忽にすべからざる由を諭したまへり。されば、國民教育は益隆盛となり、教育令も、夙に改正せられて、六箇年の義務教育となりぬ。

先帝の叡慮

先帝が、教育に大御心を注がせたまひしは、極めて顯著なることにして、折折の御製を拜しても、其の叡慮の程を察し奉るを得。

天さかる鄙の果まで茂らせむ。

わがしき島の道をしへ草。

たゞしくも、おひしげらせよ。教草、

をとこをみなの道をわからて。

よきを取り、悪きを捨てて、外國に

おとらぬ國となすよしもがな。希望

國民教育の普及を欲したまひしこと、其の改善を

如何なることか
如何なることか
如何なることか
如何なることか
如何なることか
如何なることか
如何なることか
如何なることか
如何なることか
如何なることか

ダリシヤ

イロハ

Digenes

昔と今

望みたまひしこと、又、採長補短の方針を以て列強に後れを取らざるやうに努力すべきこと等を、諭し誠めたまへる大御心、至れり盡せりといふべし。崇神天皇が夙に、民ヲ導クノ本ハ教化ニアリ。とのたまひ、又、ダイオセネスが、昔時國家の基礎は、其の青年を教育するにあり。といへる事は、明治時代に於て、着着實行せられ、更に大正の今日に於て、愈大成せられんとす。

翻つて思ふに、徳川時代にありては、幕府の政略として、國民一般、就中、實業家等は、寧ろ、無學無智な

るを以て治め易しとなし、故意に、これを教育せざるの方針に出でたり。されば、當時の實業家は、勢自ら輕んじ賤しみ、卑屈固陋に陥り、下劣に甘んずることとなり、何等發展する所なくして已みにき。從來我が國に於て、商工業の久しく萎靡振はざりし所以は、他にも原因ありと雖も、主として、こゝに因由せずんばならず。然るに、今や、全くこの弊なきのみならず、實業は、冲天の勢を以て發展の域に向ふに至りしは、時勢の進轉と、教育の勃興とに因ること明らかなり。是、諸子の幸福なると共に、抑

早大の同

も亦、國家の慶福たり。

國家の義務教育は小學程度にあり。市町村、之を負擔すと雖も、父兄、及び子弟、共に、之を以て満足すべからず。義務教育は、教育の最低限に過ぎざれば、苟も、國家の興隆を期せんには、國民舉つて教育の上進を力むべし。是實に、國民各自の眞實なる義務に屬す。

國民の教育
に對する心
得

家は社會の
本

第十三課 家及び家庭

人生れて、必ず家あり。家は社會の基本にして、

國家の根柢たるものなり。家集まりて國家社會を成すを以て、家益富昌なれば、國家社會は愈富強に赴き、國運益隆興せば、家亦隨つて愈繁榮を致すべし。即ち、家は、國家社會を組成せる單位にして、兩者は、正に不離の關係に立てり。

日本の家は別義を有す

殊に、我が日本帝國は、本と、一家の發達したるものにして、世世皇室を中心として、擴大せられ、今猶一大家庭の如き事情の下にあり。而して、國民は、皇室を尊ぶと共に、各自の家門を重んずるの念強く、累代の系譜及び祖先の位牌を尊奉し、以て、無上

の寶物とし、之を永久に存續せむことを志せり。されば、皇室も、之に依て、益尊嚴となり、公卿を始め、武門・武士より、農・商・庶民に至るまで、皆、各其の祖を崇び、其の家を重んじ、或は發奮し、或は精勵して、天晴、功名、手柄を立てたる者、其の例甚だ多し。

實例

昔時、武將の戰場に臨み、敵に戰を挑むに當り、八幡殿の御時、出羽國千福金澤の城を攻めさせ給ひし時、十六歳にて先をかり、弓手の眼を射させ、其の矢をぬかて折りかけ、當の矢を射て敵を討ち、剛の座につきたりし鎌倉權五郎景正には、五代の末葉、

相模國の住人、梶原平三景時。等と名乗りて、祖先の功業を説き、家名をあらはせるが如きに徴して、その一斑を知るべし。又、源賴朝・徳川家康の如きも、祖先の名譽を重んじ家門を興さんとして蹶起し、遂に大成したる者なりとす。かく、家に對する觀念の強盛なるは、是、我が國固有の美風にして、他に見るべからざる所とす。現に、華族の特設あり、優遇あるは、一は皇室の藩屏たらしめらるゝに因れど、又、各名門の永く後あらしめむことを期せられたるに外ならず。吾人は、我が國體の淵源に鑒み、又、

家庭は無上の樂園なり

Cooper

返徳家

Linton

自家の成立に察し、益奮勵して、家名を發揚し、一門の繁榮を期すべし。
さて、家名を發揚し、一門の繁榮を期するには、家庭の和合を計りて、一同精勵し、各自の本分を盡すに如くはなし。クーパー曰く、我が家の笑顔は、眞に秀美なり。互に和合するは、眞に愉快なり。純潔なる愛情の充滿する家は、全室、歡樂ならざるはなし。と。蓋し、家庭は、吾人が誕生し、養育せられたる處にして、安穩なる、唯一無上の樂園なれば、世に家庭ほど、氣樂なるところなかるべし。いか程外

schotland
poem.

Montgome-
ry

Goethe

に在りて、佳景を賞し、美味を食せんも、家庭に於ける時の満足には、比すべくもあらず。モンゴメリイは、我が家は、世界中、最も幸福なる場所なり。といひ、ゲエテイは、黄昏に於て、我が家は無上の場所なり。といへり。諺にも、我が家の乾ける麴麩は、他家の鮮肉よりも美味なり。又、家族團欒の快樂に優るものなし。とあり。眞に然り。

協和して家
門の繁榮を
計るべし

而して、家庭の幸福を得んには、家族、共に相愛し、相譲るに在り。かくて後、此に和合し、此に歡樂を共にするを得べし。スマイルスの語に、幸福なる

又分例

家よりして
國社會に及
ぼすべし

家庭の第一條件は、^{材料}愉樂にして、其處には、不良なる勢力絶滅し、善良なる勢力感化、獨り行はる。とあり。福澤諭吉先生の書にも、一家は習慣の學校なり。と見えたり。吾人は、家庭を、唯一の慰安所と爲すと共に、之を良習慣の養成所と心得、互に親愛すると同時に、又、互に禮讓を以て相接し、相和合し、相悅樂して、一心協力、以て家門の繁榮長久を計るべし。かくなれば、國も繁榮長久なるべく、社會も、亦、繁榮長久なるべし。大學に曰はずや、一家、仁なれば、一國、仁に興り、一家、讓なれば、一國、讓に興る。と。諸

野 （意）

要 （要）

夏 （夏）

因 （因）

利 （利）

子、善く、善を重んじ、仁讓、以て家庭の和合を圖り、一門の繁榮長久を期しなば、延いては、國に對し、將、皇室に對し、一層、親愛の念を高め、社會に對しても、能く仁讓の徳を致すを得べし。徳不孤、必有隣。積善之家、必有餘慶。等の古語深く、味ふべし。

家内中、なかのよいのがたからぶね、

こゝろ安々よをわたるなり。教訓道しるべし。

第十四課 祖先の血脈

生物の進化、社會の進歩は、皆、血脈の連綿として

進化の基

存續するに基す。即ち、あらゆる生物は、自己、又は自己の種族を保存し、且、之を發達せしむることに務むるものなり。草木、禽獸等の繁殖力の強大なるは、頗る驚嘆すべきが、生物は、斯くて、進化發展已むなきものなり。血脈系統の存續は、實に、生物界の一大眞理なり、又、宇宙間の一大理法なりと稱せざるべからず。

人は生物の靈長にして、各自、元より、血脈系統の存續を期するに全力を用ひつゝあるは、言ふまでもなく、飽くまでも、有意的に、之を努めをれり。家

人類殊に日本民族の血脈を重んずること

を中心として、一方に祖先を敬ひ、他方に子孫を愛するが如き、即ち是なり。わけて、我が日本民族は、其の祖を一にし、其の地を同じうするが上に、皇室が神聖なる中心、尊嚴なる宗家たるが爲、尊皇愛國の精神と共に、崇祖愛家の思想、甚だ熱烈にして、世界に其の類例を見ず。

上、皇室におかせられては、既に述べたるが如く、皇祖天神が、此の土を以て其の子孫の君臨すべき處なりと勅定し、且、寶祚は天地と無窮に隆盛なるべきことを誓約したまひて、皇室の血脈系統は、確

皇室の系統
を重んじた
まふこと

臣民の血統
を重んずる
こと

乎不拔、連綿存續のものとなれり。神武天皇建國の始、皇祖天神の恩惠を感じたまふこと深く、其の神靈を祀りて、大孝を申べたまひ、早く、既に、皇祖崇敬の範例を垂れさせたまひしより、歷朝、悉く、之に則り、常に祭祀を嚴にし、皇統の正純長久を期せられ、一系連綿として、寸毫も變ることなく、いよく榮えまして、今日に及べるは、有り難き極みなり。

下、臣民にありては、天神に侍りし中臣・齋部・久米・大伴・物部の諸家を始め、後世分派したる大家・小家・悉く、皆、其の祖先を崇び、血統を重んじ、家門の繁榮

を計り、祖先傳來の遺風を承け繼ぎて、滿腔の至誠を傾け、清く、明く、猛き心もて朝廷に奉仕せるが、大伴家持の歌に、其の實情を詠じたるもの多し。喩族歌に曰く、

あたらしき、きよきその名ぞおほろかに、心思ひて、むなごとも、祖の名、たつな。大伴の氏と名に負へる、ますらをのとも。

斯くて、我が國民は、家毎に、神棚、又は、佛壇を設けて、祖先の靈を祭り、子子孫孫、綿綿として、其の血統を承け繼ぎ、以て、家門の繁榮と長久とを致せるもの

親族の輯睦

とす。尙、之に連關して、親族の輯睦を計ること、なり、おのづから、家族制度の發達を促せり。現今、民法上にては、親族を限定すれども、同一宗家より分れ、同一血脈を受け居る者は、我が國の習風として、最も重要なる親族として、相敬愛して交際するを常とす。又、新に結びたる姻戚の如きも、將來、血族の關係に立つものなれば、一家一族と同じく、當然たる和氣の裡に相親交し、相頼り、相助けて、こよなき力となるものとす。

然るに、世には、間、此の貴ぶべく、親しむべき親族

親族間の交際
際は決して

地位又は利害關係を以てすべからず

の間の交際をも、單に、地位若しくは、利害の關係を以てし、その間、或は疎遠なるあり、或は、無闇に依頼するなどあるが、これ、甚だしき心得違なり。宜しく、自助獨立して、祖先の名聲を揚げ、家門の繁榮を致すと共に、相敬愛輯睦して、吉凶禍福、互に相救濟援助すべし。他人をすら救護するは、人情の常なり。況んや、同血族の間に於てをや。要するに、祖先の血脈を重んずるよりして、親族の和合を圖るは、我が國風の一特徴なれば、諸子は、必ず、此の淳厚の美風を維持するにつとむべし。

第十五課 遺風の顯彰

教育勅語の聖旨

教育勅語に於ては、父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニすることより、夫婦の和、朋友の信、恭儉己を持すること、博愛衆に及ぼすこと、修學習業、以テ智能ヲ啓發シ、徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スルことは、臣民たる者の本務なると共に、各自が祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足るべき要道と示したまへり。

先帝の御事業

我が國は、前にも述べたるが如く、神武天皇以來、朝廷にても、臣下にても、皆、等しく、祖先の血脈を重んずると共に、其の遺風を顯彰せんことを思念して、黽勉努力、上は、皇室の繁榮を祈り、國力の増進、國威の宣揚を期し、下は、名を揚げ、家を興し、子孫の繁榮、家門の隆昌を圖れり。殊に、明治天皇は、専ら此の大御心もて、皇政維新の大業を成就したまひ、更に、憲法發布、議會開始を行はせられ、教育の普及、實業の發展等、萬般の事項に亙りて、其の成立、其の興隆を計りたまひしかば、ここに、未曾有の聖代を現

先帝の御精神

出し、僅か四十餘年の間に驚嘆すべき長足の進歩を見たり。而して、其の御趣旨は、時時に發したまひし詔勅に於て、明らかに拜承せらるゝ所なるが、別して、教育勅語に於て、簡單明瞭に指示したまへるが如し。

最初に、皇祖皇宗の功業の宏遠にして、徳化の深厚にましますことを説き、ついで、臣民の學問徳行の正しきことを詳かに訓へたまひ、終りに「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ナリト仰せられ、朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコト

吾人の祖先
に對する心
得

ヲ庶幾フとのたまへり。されば、教育勅語其の物が、皇祖皇宗の遺風を顯彰したまふ所以なりと窺ひ奉らるゝなり。吾等、日夕、教育勅語を拜誦し、以て、高大なる徳益を蒙れるが、又、當に、此の事に想到して、各祖先の遺風を顯彰するに努むべし。

吾人、生を此の聖代に享けて、安らかに生活し、樂しんで勉學し得る所以のものは、抑も何人の恩恵に由るか。父母君國の鴻恩に依るは勿論なれど、尙一面に於て、亦、祖先の徳澤に頼ること少しとせず。されば、吾人は君國、父母に忠孝を勵むと同時に

我が國の美
風

に、祖先に對しても、追慕崇敬の念を致し、感謝報恩の舉に出づるを要す。

後宇多天皇

天つ神、國つやしろをいはいひてぞ、

わがあし原の國は、をさまる。

明治天皇

我が國は、神のすゑなり。かみまつる

むかしの手ぶり忘るなよ。ゆめ。

等の御製あり。又、國學の大家本居宣長先生は、
世世の祖のみかげわするな。代代の祖は、

をのが氏神、己が家の神。

祖先崇敬は、我が國古來の美風にして、國體の精華も、國史の光彩も、皆之に依つて發揮せられ、忠孝一致の觀念も、此に生じ、義勇奉公の氣象も、亦、此に發し、延いては、國力發展の大なる原動力となり、我が國民性の牢固なる根柢を成せり。上に皇靈祭あり、下に盆祭あり、或は神事に、或は佛事に、各誠を盡して、崇敬祭祀、至らざる所なきが、諸子も、亦、之を傳承して、敢て怠ること勿れ。

意志と事業の繼承擴大

さはれ、祭るといふも、形式のみにては、不可なり。

35
又
甲

「詩經」には、莫念爾祖、聿修厥德といへり。祖先を追念せば、隨つて、其の遺徳を紹述して、遺風の顯彰をはかるものなり。「中庸」には、孝者善繼人之志、善述人之事者也とあり。即ち、考妣、並びに、祖先に事ふる孝道は、立派に、故人の遺志を承け繼ぎて、立派に、故人の事業を敷き述ぶることを以て、主要と爲す。是、眞の祖先崇敬にして、又、以て、遺風顯彰の實を擧ぐる所以なり。即ち、勅語にのたまはせられたる通りの事を實行し、且、祖先傳來の式典、家訓、遺法の如き、皆、其の意志の形見として、之を遵守するのみ

ならず、益之を改善し、又其の職業資産等は、其の事業の記念として、之を保存するが上に、猶發達増進すべきなり。さすれば、家は益榮え、國は益豊かにして、己も亦多大の幸福と満足とを得べきや、必せり。吾人の歡樂、豈之に加ふるものあらんや。

第十六課 親子の愛情

人情の本源

天地間に、親子ほど親密なるは無く、父母生育の恩ほど深厚なるはなし。親の子を慈愛し、子の親を敬愛するは、人情の自然に出て、その間、何等の虚

親の愛は無
限なり

偽なく、至誠至純なり。實に、親子は人生の根元に
して、親子の愛情は人情の本源なり。

はぐくむも、慕ふも同じ心には、

なにごとをか、思ひへだてむ。清水濱臣

親の子を愛育するの情、子の親を愛慕するの情
ほど、純粹自然にして、且強烈なるものはあらじ。
而して、親の子に對する愛情は、強烈にして、限りも
なく、窮まりもなきものなれど、子の親に對する愛
は、年長ずれば、往往、幼少の時の如く敦厚ならざる
ものなしとせず。

子を思ふ道にまどひて、今ぞ知る。

奥 ち、ぶの山の深き恵みを。(小澤蘆庵)

世の中に、思ひやれども、子をこふる

思ひにまさる、おもひなき哉。(紀貫之)

人の親の心は、やみにあらねども、

子を思ふ道に、まどひぬる哉。(兼輔朝臣)

鶴は、子を愛して至らざるなしといふ。されど、いかでか、人の親に比すべけん。佛教には、特に「父母恩重經」ありて、父母慈愛の恩は深廣にして涯底なく、子たる者、到底、報すべきにあらざる由を説けり。

父母は、子の爲に、身體につけ、學問につけ、又、現在につけ、將來につけ、辛苦煩勞、暫くも息むことなし。若し子にして、疾病に罹ることあらんか、寢食を忘れて心配し、身に代へて看護し、その平癒を見ざれば已まず。又、子にして、不成績ならんか、子自身にも増して、これを憂慮し、甚だしき恥辱を感じ、失望落膽し、其の恢復上進を切望して、措かず。まして不品行の事ありとせんか、身を切らるゝの思ひし、憂悶痛苦、殆ど、喪心の情態に陥るを常とす。されば、諸子は、常に、之を念頭に置き、斷じて、父母に心配

親の恩

をかくるが如き行爲あるべからず。

父母は、一念、諸子の多幸多福ならむことを祈念して、資力の許す限り、家業の暇ある限り、精一杯、諸子を教育せんとし、本校に學ばしめて、五年の久しき間、衣服・食物・文具・書籍等より、朋友交際の事に至るまで、萬事萬端、深く注意して、保護獎勵を加へらる。随つて、諸子が、勉學精勵の功を積み、首尾よく試験に及第せし時の喜悅や、如何ばかりならむ。まして、いよく、卒業の榮譽を荷ひし時の歡喜は、譬ふるに物もなかるべし。されど、やがて、就職に

ついでにの心配、或は資本についての心配、營業についての心配、又、出世成功についての心配等、父母の心遣は、それよりそれへと亘りて、片時も、心の安まる暇なく、斷えず諸子の身邊を圍繞するものなり。
古歌に、

たらちねの道のしるべの跡なくば、

何につけてか、世につかへまし。

とあり。げにや諸子が生れてより、社會に出て、活動するに至るまで、すべて、父母の教導保護に依り、國民たるの資格を得て、國家の庇護を受け、皇室

の恩露に浴するに至るを得るも、亦皆、父母慈愛の賜にあらざるはなし。

おほしたてし親なかりせば、いかにして

君の恵みを、我はうくべき。

父母は、始終、吾等の身にそひ、吾等の身も、心も、全然父母の心身と一體なるものと思惟しをらるれば、吾等は、よく、これを體し、此の身は、父母の身なり、此の心は、父母の心なり、と思ひなして、其の身を大切にし、其の心を善良にすべし。

然るに、世には、往往、子を持つて知る親の恩。とて、

吉田松陰先生の最後を思へ

自ら子を持ち、子に對する心配苦勞の多大なるに至つて後、始めて、親の恩の鴻大なるを知るといふ迂濶者あり。甚だしきは、親の心、子知らず。とて、親の有難き心遣を、全然、無にして、我儘なる言動に出づる不埒者あり。されど、全く親の心を知らずして、云爲行動するが如きは、反哺の孝をよくする鳥にも劣り、三枝の禮を知れる鳩にも及ばざるものといふべく、又、子を持つて後に始めて親の恩を知るやうにては、既に時機後れ、孝道を全うすること能はざるべく、正に、樹欲靜而風不止、子欲養而親不

待の觀あるべし。吉田松陰先生は、國事の爲に囚禁せられ、將に刑せられんとするや、母堂を愛慕するの情に堪へず、血涙滂沱たる中に、

親をおもふ心にまさる親心、

けふのおとづれ、何ときくらん。

といへる辭世を詠ぜられたりといふ。諸子この歌を誦し、果して如何の感がある。

第十七課 孝は百行の基なり

古語に曰く、父母の恩は山よりも高く、海よりも

孝は子たる者の根本的眞情なり

深し。と。蓋し、これ、父母の慈愛の深厚にして、測り知るべからず、その恩惠の高大にして、無邊なるをいへるものなるべし。人の子たる者の、孝道を盡すべきは、父母の慈愛恩惠に報ゆる道なるのみならず、又實に、これ親を思慕する眞情誠意の發現たらずんばならず。孝の字は、子が老親を頂き、若しくは、負ふ所の形象にして、常に、親を尊敬して、心頭に推戴措かざるべきの意を示せるものなり。此の心あればこそ、其の身體を強健にし、其の智能を啓發し、徳器を成就するに勤め、或は家業を盛んに

萬善の本あり
百行の基あり

孝道の三事

し、或は、資産を豊かにせんことに精勵するなれ。古より、孝は百行の基なり。とも又、萬善の本なり。とも稱するは、全く、之が爲なり。
孝子の親に事ふるの道、一にして足らずと雖も、之を大別すれば、從順敬愛奉養の三事とするを得ん。

道一、從順の

幼少の時より、子たる者の、先づ守るべきは、從順の道なり。父母は、常に、我が子の幸福ならむことを祈念して、種種の訓戒命令を加へらるゝこと常なるが、是、一に、親愛の至情より、自然に出で來るも

道二、敬愛の

のなれば、子たる者は、必ず、又、赤心より、快く、之に服從して、父母の心を安んずべし。「禮記」に、父命呼、唯而不諾。手執業、則投之。食在口、則吐之、走而不趨とあり。但し、其の命令、萬一不善のことありなば、辭色を和らげて、靜かに諫むべきが、其のこと、たとひ聽かれざるとも、又、敬して違はず、勞して怨むべからず。

次に守るべきは、敬愛の道なり。凡そ、親子の情は、愛に依つて結ばれ、親子の分は、敬に依つて保たる。人、幼少の時は、父母を敬愛するの念、甚だ大なる。

れども、少しく長ずるに及べば、次第に、其の恩愛に狎れ、或は自我心の發達のために、漸次敬愛の念薄らぐの傾なきにあらず。最も慎まざるべからず。敬愛は孝道の神髓にして、若し、其の薄らぐが如きことあらんか、孝道なく、親子の道なしといはざるを得ず。愛は自然の情にして、熱烈なるを常とすれども、敬は、動もすれば、薄らぐの虞あり。故に、孔子も、特に、敬を重く説き勸めたり。而して其の結果は、孝經にいはゆる、愛親者不敢惡於人、敬親者不敢慢於人を得べし。其の徳、豈大ならずや。

道三、奉養の

三には、奉養の道なり。之に體養と心養との兩面あり。前者は、衣食住等につきて、自己の境遇の許す限り、父母に満足を與へ、其の健康にして、長壽なるを期するにあるが、後者は、父母の意を察し、其の志を奉じて、どこまでも、其の心を慰藉し、安樂ならしむるにあり。體養は、無造作なるやうなれども、眞に満足を與ふることは、決して容易ならず。況んや、心養に於てをや。されば、孔子も、之を最も難しと稱し、大いに慙懣せられたり。心養を全うするには、前に云へるが如く、父母の心を心として、

職務に勉勵
して立身出
世するは孝
道の大なる
ものなり

事へまつること肝要なり。

以上は、親に對する直接の道なるが、猶他に大切のものあり。而して、これ、孝經に委しく説ける所にして、小にしては、身體髮膚を毀傷せざること、大にしては、身を立て、道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顯はすことなり。其の身を立て、道を行ふとは、社會に出でて、其の志す所に従ひ、職務に忠實にして、正義を守り、徳操を慎むにあるなり。孔子の門人、曾子は、最も孝心深き人なりしが、日に三たび、己を省みて、道を行ふことを務と爲し、死に至る

まで、體軀を毀傷することなく、論語「大學」孝經等、孔門の著述に與つて、効績並びなく、眞に孝道を全うせり。さて、其の言にいはく、身也者父母之遺體也。行父母之遺體、敢不敬乎。居處不莊、非孝也。事君不忠、非孝也。莅官不敬、非孝也。朋友不信、非孝也。戰陣無勇、非孝也。五者不遂、裁及於親。敢不敬乎。諸子、家に在ると學校に在るとに論なく、身の存する處、常に至孝の心を以て、最善の道を行ふべし。限なく嬉しきものは、親と子の

笑みたる顔を見つるなりけり。(千家尊澄)

第十八課 夫婦和して別あり

一家成立の基

一家成立の基は夫婦にあり。各自生涯の苦樂は、いふまでもなく、家運の盛衰子孫の榮枯等、皆繋つて夫婦の間にあり。されば、配偶者の選擇は精細なるべく、其の婚禮は嚴肅なるべく、斯くて、一旦結婚したる以上は、相互の間に禮敬を失はず、以て善く和合すべし。

配偶者の選擇

福澤諭吉先生の語に、男女配偶の選擇には、特に

心を用ひざるべからず。扱、これを選ぶの法を如何すべきやといふに、第一は血統、第二は當人の體質、第三は其の智愚なり。尙此の外に、男子の風采、女子の容色、家風、家柄、由緒、貧富等、様様に注意すべきもの多けれども、第一より第三に至るまでの箇條に缺くる所あれば、縁談は、先づ以て、無用なりとすべし。とあり。然るに、世上、往往、一時の感情、又は、利得に依つて、輕輕に事を決する者あるは、愚劣の徒といはざるべからず。英國の諺に、婚姻正しからずんば、則ち、百害、従つて生ず。といひ、又、妻を擇ぶ

には、汝の眼に依ることなくして、汝の耳に問へ。といへり。されば、以上の諸點につき、十分調査したる上、父母の指命に随ひ、媒介者の周旋に依り、徐ろに之を約し、しかる後、相當の儀式を行ひ、以て、互に、盟誓を固め、法律上の手續をも履行すべし。

時期も大事なり

配偶の時期は、家庭、其の他の境遇よりして、一概に、之を斷定すること能はざれども、早婚はいふも更なり、晩婚も、共に、健全なる子孫を得るの方法にあらず。随つて、一身一家の計を過るものなれば、先づ、心身發達の十分なる時と、又、自活の道十分確

立したる時とを以て、決定するを宜しとす。就中生計上の事情は、十分に之を考慮せざるべからず。「急いで爲せる結婚は、永く後悔するの基なり。」といへる諺あり。その他、近親結婚の如き、亦、之を避くるをよしとす。

貞操の純潔

夫婦は、本と、愛情を以て結合せらるゝものなれば、互に貞操を重んじて、一夫一婦の道を守り、以て、長へに其の純潔を保たざるべからず。而して、夫、先に立ち、婦の之に随ふは、自然の道理にして、家庭和樂の本源なり。されば、相愛する中にも、能く

相敬して、禮儀を紊るべからず。若し、愛するのみにして、敬することなくんば、狎るゝに過ぎて、互に、我儘勝手の振舞を演じて、不和を醸し、遂には離縁の不幸を見るにも至りぬべし。

夫婦の間には別あるべし

「睦じき中に、別ある雛かな。」毎年三月三日の雛祭は、古來、女子に禮儀を習はしむる一種の家庭的風俗なるが、蓋し、是、夫婦和して別あり。の意義を教へ示せるものと觀るを得べし。夫婦は、一致協力、一心同體となりて、一家の繁榮をはかり、以て、一は祖先に報い、一は子孫に遺さざるべからず。夫婦

相和するには、各區別を立て、禮節を守ること肝要なり。「男女別あり。」とは、東洋における、昔時よりの格言なるが、之は、古今を問はず、東西を論ぜず、動かすべからざる真理なり。男女の間には、第一、其の體軀に於て、第二、其の性質に於て、第三、其の智能に於て、おのづから別あり。男子は剛健にして濶達、女子は柔和にして温順、夫は、主に、外に出てて活動し、妻をして饑寒の虞あらしめず、妻は、専ら、内に在りて家事を整理し、夫をして内顧の憂あらしめざるを本分とす。斯くて、兩者の能力相應じ、長短相

夫婦の道の
要目

須つは、寧ろ、天成の秩序にして、各、其の別ある所に向つて、最善の努力を爲さば、眞の和合も得られ、家門は隆昌に赴くべし。

貝原益軒先生曰く、夫婦は別を道とす。別とは、内外貴賤のわかちありて、混乱せざるなり。夫婦は子孫の相つづく故にして、人倫のはじめなり。夫は外ををさめ、婦は内を治む。夫は婦に禮儀正しく、婦は夫に和順あるべし。然るに、馴れ親しむに任せて、敬と和とを失へば、其の道立たず。と。愛して相敬し、別あつて相和す。是、正に、夫婦の道の

高
事
要
項

兄弟姉妹は
分
身
な
り
連
枝
なり

要目なり。かくして、能く一家の根基を固め得べく、家運の隆昌、子孫の教化、期して待つべきなり。教育勅語に、「夫婦相和し」とのたまへるは、一家隆昌の根柢が、夫婦の禮敬ある和合にあるべきことを示されたるものなるべし。

第十九課 兄弟姉妹

「小學」に、兄弟姉妹の實情を述べて、要を得たるものあり。其の文、左の如し。

兄弟者分形連氣之人也。方其幼也、父母左提右

挈前襟後裾、食則同案、衣則傳服、學則連業、遊則共方。雖有悖亂之人、不能不相愛也。及其壯也、各妻其妻、各子其子。雖有篤厚之人、不能不少衰也。眞に兄弟姊妹は、同一の父母を父母とし、同一の血肉を以て生長し、同一の慈愛の下に養育せられ、同一の家庭に起臥せる、極めて親密なる間柄のものにして、共に父母の分身なれば、恰も一樹の連枝の如し。

古へも、たぐひもあらじ。わがやどの
枝をつらぬるか、しは木のかげ。

Boardwin

長幼の序

の古歌あり。兄弟姊妹は、共に、一家の中に同様に起臥し、或は机を並べて勉強し、或は互に、手を携へて散歩遊戯を試むるなど、其の睦しさは、世にたぐふものもなし。されば、互に、親愛の心を以て、相談合し、相援助して、各身を立て、産を興し、相俱に、父母に孝養を盡すべし。ボードウィン曰へり、兄弟は天が與へし最良の友なり。と。

兄弟姊妹は、年齢に於て差異あり、随つて、智識技能等の程度に區別あるものなれば、其の間、必ず、長幼上下の順序を立て、差別を設くべきなり。即ち、

兄弟は、弟妹に向つて、幼弱なる者として愛憐し、弟妹は、兄弟に對して、年齢智徳經驗等、共に優りをれば、長上として敬重すべし。「朱子家訓」には、兄の貴しとする所のものは愛なり。弟の貴しとする所のものは敬なり」とあり。「日本書紀」にも、兄、友にして、弟、恭なるは、不易の典なり」と記せり。かくて、同胞相親睦協和せば、家族の團結と團欒とは、いよいよその度を加へ、和氣霽霽として内に満ち、家庭は、宛然、一大樂園となるべし。さあならば、父母の歡喜はいかばかりぞ、一同の幸福はいかばかりぞ。世

同胞は動も
すれば年と
共に疎々し
くなり易し

に、兄弟の仲睦じきほど、父母の喜ばるゝはなく、又、芽出たく麗はしきはあらざるべし。毛利元就公が子女に諭せし所、又此の意に外ならず。然るに、同胞、各齡長じ、學成り、業畢りて、獨立の生活を營み、やがて結婚して、子女を有するに至れば、動もすれば、その間に疎隔を生じ、其の情もはや舊の如くなり、甚だしきは、鬪諍を事として、仇讐の如くなり、他人にも見ざるほどの犬猿畜ならざる間柄となるものなきにしもあらず。豈あさましき限りならずや。前には、輕薄の人にして、尙且、相

親愛せしに、後には篤厚の人にして、而も親睦思は
しからざるものあるは何ぞや。それ、妻子の愛情
に惹かれ、自我の慾念に驅られて、其の舊誼を忘れ、
其の親和を蔑オイヤケルにするが爲ならずんばならず。白
河樂翁公が、後年、兄弟姉妹の情を追回して、
埋火のあたりのどかに、はらからの

まとゐせし夜ぞ、たのしかりける。

と詠ぜられたるは、ゆかしくも、亦理あるを覺ゆ。

又、何人の作なりしか、

兄弟と床をならべて故郷の、

昔おぼゆる雨の音かな。

といへる歌あり。兄弟の至情を抒べ得て、餘蘊な
し。

何時までも
少年の時の
如かるべし

又、同胞は、親しき餘り、往往、氣儘にふるまひ、衝突
を來すが如きあれば、慎みて、この弊を避くべし。
まして、一時の行違を、いつまでも根に持ちて、一生、
仲を違へなんどするは、甚だしき、心得違にして、兄
弟の道に背けり。古人は、兄弟は小忿ありと雖も、
懿親を廢せず。又、兄弟、牆かきに鬩ぐことあれども、外、其
の侮を禦ぐ。ともいへり。兄弟、少時の争の如きは、

全く兒戲に過ぎず。長じて後の衝突は、父母を忘れたる大曲事オホマカゴトにして、斷じて去らざるべからず。備前の國の農家にて、兄弟二人、田を争ひしことあり。池田光政公、熊澤蕃山先生の弟、彌八右衛門をして、之を裁判せしめられしに、彌八右衛門は、先づ、兄弟を一室に置きて、飲食沐浴を共にせしむる中、既に少時の愛情を生じて、互に親しみ合ひ、同胞相伐ツキふの非を悟り、遂に、その訴訟を取消したりといふ。田地は得易けれども、兄弟は得難し。焉んぞ些些たる小利のために、兄弟の大義を失ふに忍び

姉妹に接するの心得
Perier

んや。

姉妹について、特に注意すべきことあり。ペリユ氏の語、簡明なるまゝに、之を記して、諸子の實行を勧む。

汝の姉妹を丁寧に接遇し、其の溫柔の性を尊重し、其の汝の心を感化するを謝すべし。又、姉妹は、性質軟弱にして、激昂し易き者なれば、其の憂痛を慰安して、常に、之を親愛すべし。

第二十課 奉公人の待遇

奉公人の勤勞

一家を成立する者は、必ずしも、肉親のみに限らず。資産豊かにして、家族多く、或は營業忙しき家に於ては、別に、他人を使役して、用事を便せしむるなり。奉公人、即ち是なり。

奉公人には、男子あり、女子あり、老年あり、壯年あり、若年あり、それぞれ家族の間に加はりて、職務を助け、又は、家事を手傳ひ、家人と寢食を共にし、起居を同じうして、働き、家人の爲に勉めくるゝ者なり。而して、其の情誼は、家族に比すべく、其の勞役は、感謝に値するを以て、固より給料を與へ、衣食を頒つ

愛憐の心を以て奉公人に接せよ

と雖も、尙、宜しく、愛憐の心を以て、親切に取扱ふべし。

古來忠勤の者少からず

古へは、奉公人といへば、僕婢と呼び、又は、下男下女と云ひて、全く奴隸視したりし傾ありしかど、彼等は、之に甘んじて全力を竭し、主家に忠勤を抽んで、中には、一命を捨てて、主人を助けし者あり、又、一身を捧げて、主家を支へし者などありて、恰も、武士の誠忠を主君主家に致すが如くなりき。我が國民の犠牲的精神は、上下なく、貴賤なく、僕婢の間にも、忠勇義烈なる武士道は、おのづから行はれたり

き。近世、人情澆薄、信賴するに足る者稀なりと雖も、猶能く、他家に入りて、心身を捧げ、その家の爲に忠實に盡すは、貴ぶべき事にあらずや。更に、同じ家屋に住み、同じ竈の飯を食し、苦樂喜憂を共にするは、愛すべき事にあらずや。吾人は須らく同情愛憫の心もて、奉公人を使はざるべからず。陶淵明は、是亦、人子、可善遇之、といへり。

奉公人の地位及び關係は、以上の如きものなれば、之が採用には、念を入れて選擇するを可とす。其の身體の強健なるべきはいふまでもなく、其の

奉公人は選擇して採用すべし

Johnson

奉公人の使用には同情が大切なり

品性の温順にして勤勉なる、其の動作の潔白にして敏活なるなど、最も望ましき事なり。奉公人の性格は、直ちに、家族の禍福、家運の消長に影響を及ぼすこと大なるものあり。即ち、或は子女の性行に影響し、一家の風習にも關係するものなり。されば、主人たる者は、深く之が選擇に意を用ひ、採用の上も、尙十分の監督を爲すを要す。ジョンソン曰く、誠實忠直なる家僕は寶玉なり」と。

奉公人となる者は、大抵、教育なきものか、或はこれあるも、その程度低きものか、然らずんば、家貧に

して、自ら支へ難きものかなれば、始めより、不十分なる者と呑込みて、思ひ遣り、同情心を以て、之を遇すること必要なり。フランクリンも、汝若し、忠直なる家僕を有して、汝の欲する如くに勞働せしめんと思はば、先づ、自ら家僕たれ。といへり。其の不行儀、無作法なることは、漸次、躰を加へて、之を訓練し、氣を長く、心を寛くして、召使ふべし。又、少少の過失は、之を大眼に見て、適宜に誠諭し、自ら反省して、矯正するやうに仕向くるを可とす。但し、著るしき不都合の所爲あらば、嚴に之を叱責すること、

監督上、已むを得ざるべし。要するに、主人が、此の如き態度を以て臨まば、奉公人は、必ず其の溫情に感じて、善良にして忠義の人となるべし。かの、權威を濫用して、奉公人を奴隸視するが如きは、到底上位に立つ者の態度にあらず。「上に在る者は風なり。下に居るものは草なり。草に風を加ふれば、必ず伏す。」とは、古來言ひ習はせる所なり。何れの場合にも當嵌めらるゝことなるが、諸子が奉公人に對する際に、最も必要なるべし。諸子、之を心せよ。

民家分量記

「民家分量記」にいへる所、肯綮に中れるものあり。参考の爲、其の全文を掲ぐべし。古人の用意を見て、諸子は顧る所あるを要す。

人を使ふに、心の如くせんと思へば、廻らず。叱れば、道理と思ひながら、恨み僻みて、仇をなし、厳しく使へば、目を盗み、緩過ぎれば、のさをこき、甘き詞には乗つて来る。何共、仕方にくまるものぞ。故に、人を使ふは、身を使ふなりと述懐も起るぞかし。それ、人を使ふには、先づ、己を顧るべし。不孝不和なれば、家來譏り、淫亂なれば、口舌

絶えず。吝と慳貪をば、敵の如く憎む。懦弱か馬鹿なれば、欺き暗まし、武家の惡出頭のやうなる者出来て、家を破る。此の理を合點し、慈悲を本とし、女の過ちを見遁し、大切なる事をば、少も赦さず、詞をつつしみ、行ひ正しく、法に過ぎては使はず。使ふべき事は、急度仕ひ、依怙なくすれば、威を恐れ情に感じて、心服するものぞ。

商業修身教科書 本科用上卷終

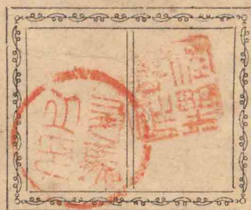
大正六年二月二十五日印刷
大正六年二月二十八日發行

商業修身教科書與付

本科用定價各册金參拾五錢
大正六年度臨時定價金參拾七錢

不許複製

著作者檢印



著作者 法學博士 佐野善作

著作者 有馬祐政

發行者 辻本卯藏

印刷者 中野鏝太郎

印刷所 東洋印刷株式會社

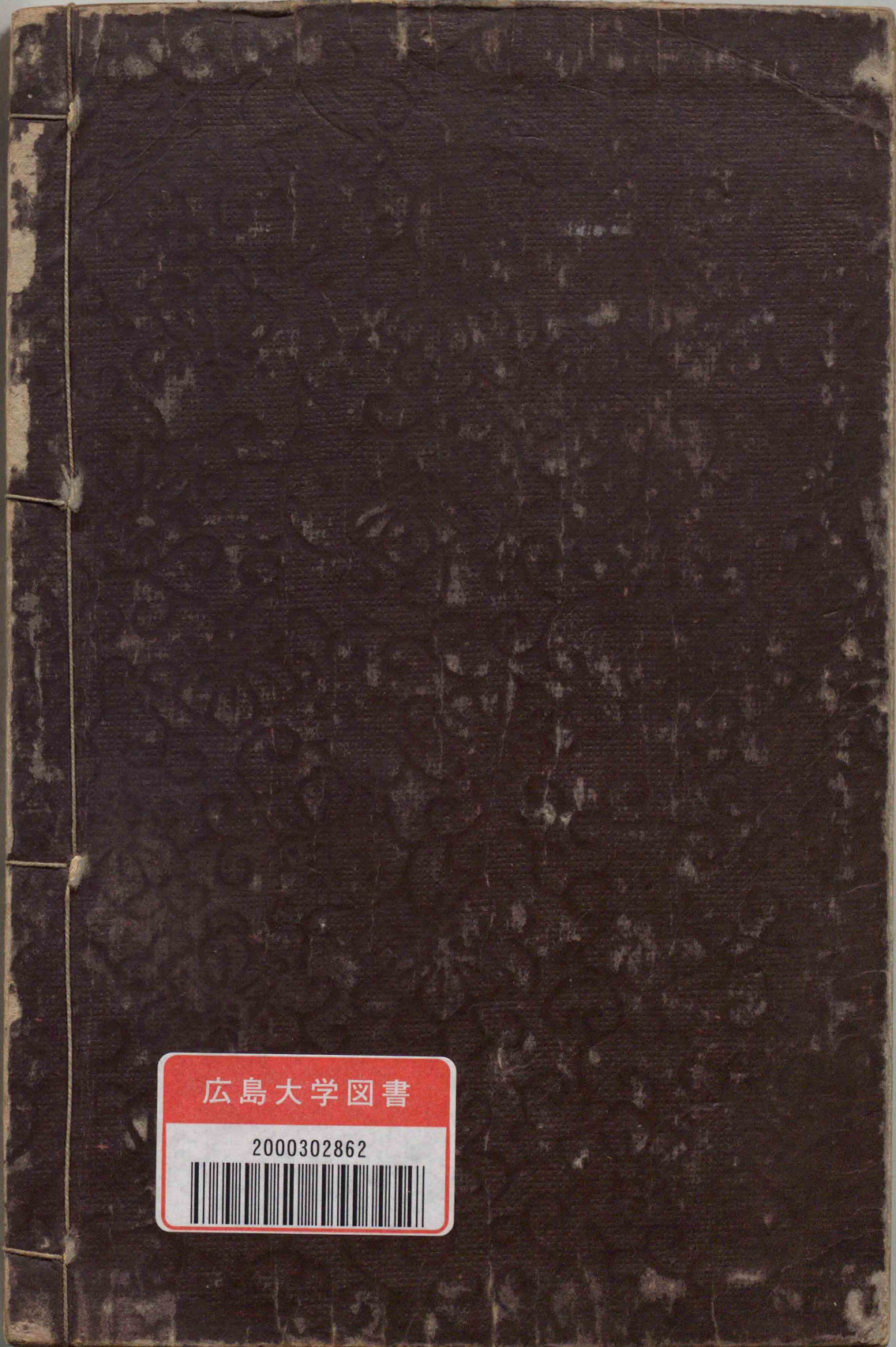
東京市芝區愛宕町三丁目

發行所

東京市神田區北神保町十一番地
電話替本局三四三二番

弘道館

Handwritten notes in Japanese, including '弘道館' and '東京市神田區北神保町'.



広島大学図書

2000302862

